

# 社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会情報公開規程

令和7年 1月27日 理事会議案第15号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (本会の責務)

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第9条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開を請求することができる者)

第4条 何人も、この規程の定めるところにより、第7条に規定する情報公開対象書類の公開を請求することができる。

## (情報公開の方法)

第5条 本会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

## (公 告)

第6条 本会は、法令の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

## (情報公開の対象とする書類の事務所備え置き)

第7条 本会の情報公開の対象とする書類は、(別表1)に掲げるものとし、本会の主たる事務所に常時備え置き、閲覧に供するものとする。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

## (閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 本会の公開する情報の閲覧場所は、本会の主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第9条 情報の閲覧を希望する者から申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 別に定める「閲覧申請書」(様式1)により申し込みをうける。
- (2) 閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」(様式2)に記録する。
- 2 第7条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第7条に掲げる資料に限定している旨を説明する。
- 3 閲覧については、無料とする。
- 4 閲覧資料の写しを希望する者には、実費を徴収の上、提供する。ただし、第3条に規定する資料のうち、個人情報に関する記載については開示しない。

(インターネットによる情報公開)

第10条 本会は、第6条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(委任)

第11条 この規程に定める外、必要な細目事項は、会長が別に定める。

(規程の改正)

第12条 この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

別表 1

対象書類等の名称	保存期間
1 定 款	
2 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	1 年
3 活動計算書類等（各事業年度の活動計算書類・事業報告書・付属明細書） 監査報告書	5 年
4 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿(*1) (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5 年
5 総会議事録	10 年
6 理事会議事録	10 年
7 会計帳簿 (*2)	10 年

(\*1) 理事、監事及び評議員

評議員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外

(\*2) 評議員及び(裁判所の許可を得た)債権者

(様式1)

## 閲覧申請書

社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会 様

申請年月日 年 月 日

(フリガナ)

申請者氏名

申請者住所 (〒 )

電話番号

閲覧対象資料 (該当するものを○で囲んでください。カッコ内に年度を記入してください。)

- 1 定款
- 2 役員名簿
- 3 事業報告書
- 4 収支計算書
- 5 貸借対照表
- 6 財産目録
- 7 事業計画書
- 8 収支予算書

※ 「役員名簿」については、規程によりコピーできません。

※ コピーについては実費がかかります。

希望枚数 ( ) × 実費 ( ) = 支払額 ( ) 支払いは現金とさせていただきます。

